

社会福祉法人清光園自立助成基金規約

第1条（基金の設置）

山口市阿知須7395-1番地1アール・ペイザン内宇部東ロータリークラブに「社会福祉法人清光園自立助成基金」を置く。（以下、基金という。）

第2条（基金の目的）

基金は、社会福祉法人清光園の園児が、社会人として自立する為に、必要な支援の一助として助成金を贈呈する事を目的とする。

第3条（基金の原資）

基金は、宇部東ロータリークラブ認証20周年記念事業として拠出した寄付金を以て原資とする。

寄付は継続して受け、基金目的に賛同する個人または団体等から寄付金があった時には、その都度基金に繰り入れる。

第4条（基金の管理・運営）

基金は、安全な運用をするものとし、宇部東ロータリークラブが管理、運営する。

基金は、特別会計として会計報告する。この基金の会計年度は、毎年7月1日から翌年の6月30日までの年1期とする。

個人、団体等からの寄付金については、寄付を受け基金に繰り入れた時点でいかなる事由があっても返金はしないものとする。

また寄付者の氏名、額、団体名など個人情報開示は一切しない。

第5条（支援の資金）

支援に要する資金は、基金の原資および基金の原資から生じる利子等を以てこれに充てる。

第6条（基金の支援）

基金の支援とは次の支援をさす。

(1) 社会福祉法人清光園の園児であって、高校課程を習得した者又はこれに準じた者が、自立するに要する費用の一部の贈呈。

(2) 社会福祉法人清光園の園児であって、次条の基金運営委員会が認められた者が、自立するに要する費用の一部の贈呈。

第7条（支援及び基金運営の諸事の立案、審議）

基金の支援については宇部東ロータリークラブ青少年委員会に基金運営委員会を置き、立案、審議を行う。

基金運営委員会の委員は、宇部東ロータリークラブ理事会が次条構成により指名し決定する。

委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

第8条（基金運営委員会構成）

基金運営委員会の委員は3名とし、宇部東ロータリークラブ理事、宇部東ロータリークラブ青少年委員会、及び社会福祉法人清光園から各1名を指名する。

会計監査は、宇部東ロータリークラブの会計監査がこれを行う。

第9条（支援の実施）

第6条については、基金運営委員会の議を経て実施されるものとする。

第10条（本規約の改廃）

本規約の改廃は基金運営委員会の立案審議を経て宇部東ロータリークラブ理事会の承認を得なければならない。

附則

この規約は、平成25年10月1日より施行する。